

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

重点目標8 人権の尊重

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」です。

男女共同参画社会基本法において、「男女の人権の尊重」は第3条に掲げられており男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念とされています。

男女が、異なる互いの性を理解し、尊重するためには、「性」を人間の身体としての側面だけでとらえるのではなく、心のつながりや命の大切さを重視した教育を発達段階に応じて実施していく必要があります。

現状と課題

市民アンケート調査によると、職場、地域、学校などで「女のくせに」とか「男なのに」という性別による言い方をされた人は、男性においては年齢が若いほど高い割合であり、女性は70歳以上の年代以外の人において、2割程度の人が経験したことがあると答えています。

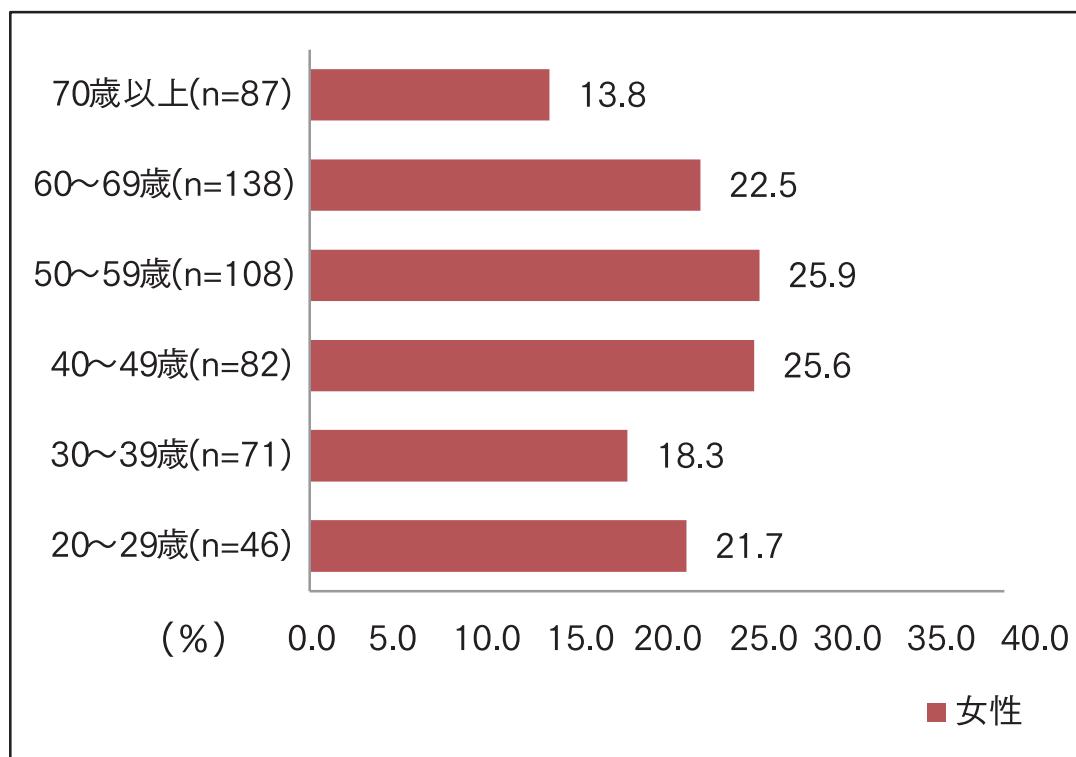
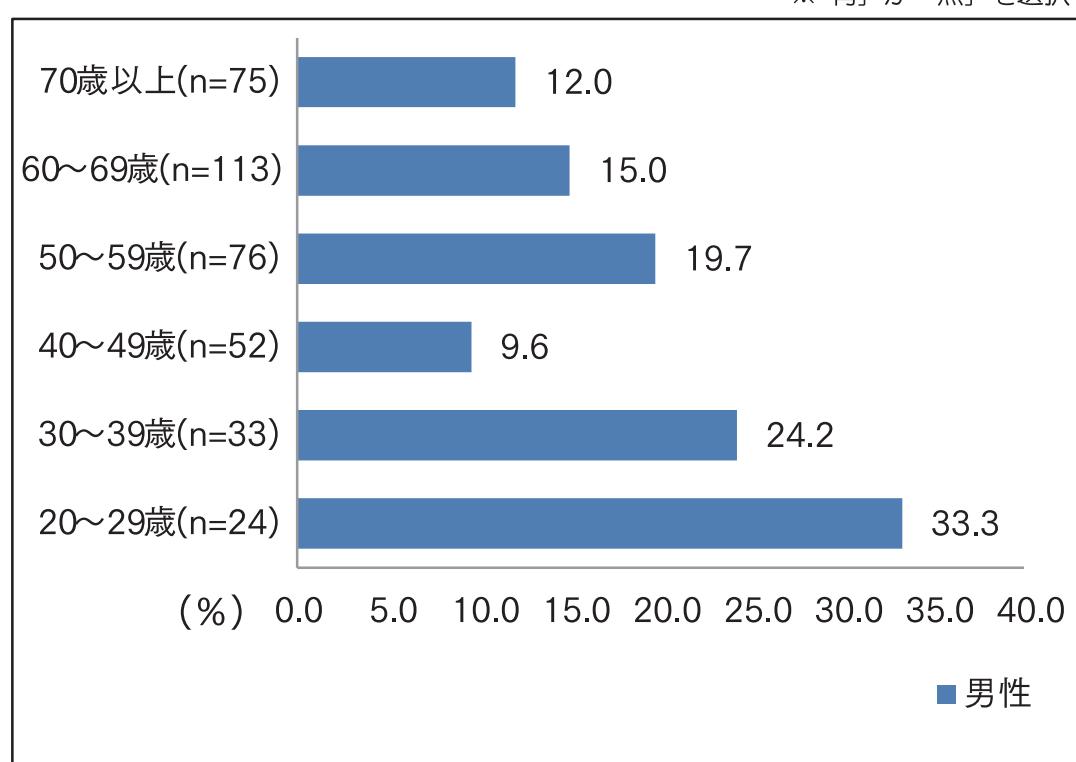
ジェンダーとは、生物学的な性差に付加された社会的・文化的な性差のことと言います。ジェンダーという概念自体は、「良い・悪い」の価値を含むものではありません。しかし、「男だから・女だから」という性別的役割分担や「女性は男性に従順であるべき」といった偏見等については差別や個人の能力の発揮の妨げ、配偶者からの暴力などの問題につながる可能性があり、ジェンダーが存在することを意識して物事を見ることが大切です。

市民アンケート調査によると「ジェンダー」という言葉については、平成24年では知らない人が59.2%でしたが、平成29年は50.9%と改善しています。今後も学校、地域、生涯学習の場において異性の人権を尊重するという視点で、性について正しい知識を学び、理解を深める場を充実させていく必要があります。

また、スマートフォン等の急速な普及に伴い、インターネットを通して容易に情報を得ることができるものだけでなく、個人が社会に対して情報を容易に発信することができるようになりました。青少年を性・暴力表現から守ると共に、メディアを通して表現する際に十分人権に配慮するよう情報モラルに関する教育環境の整備が重要です。

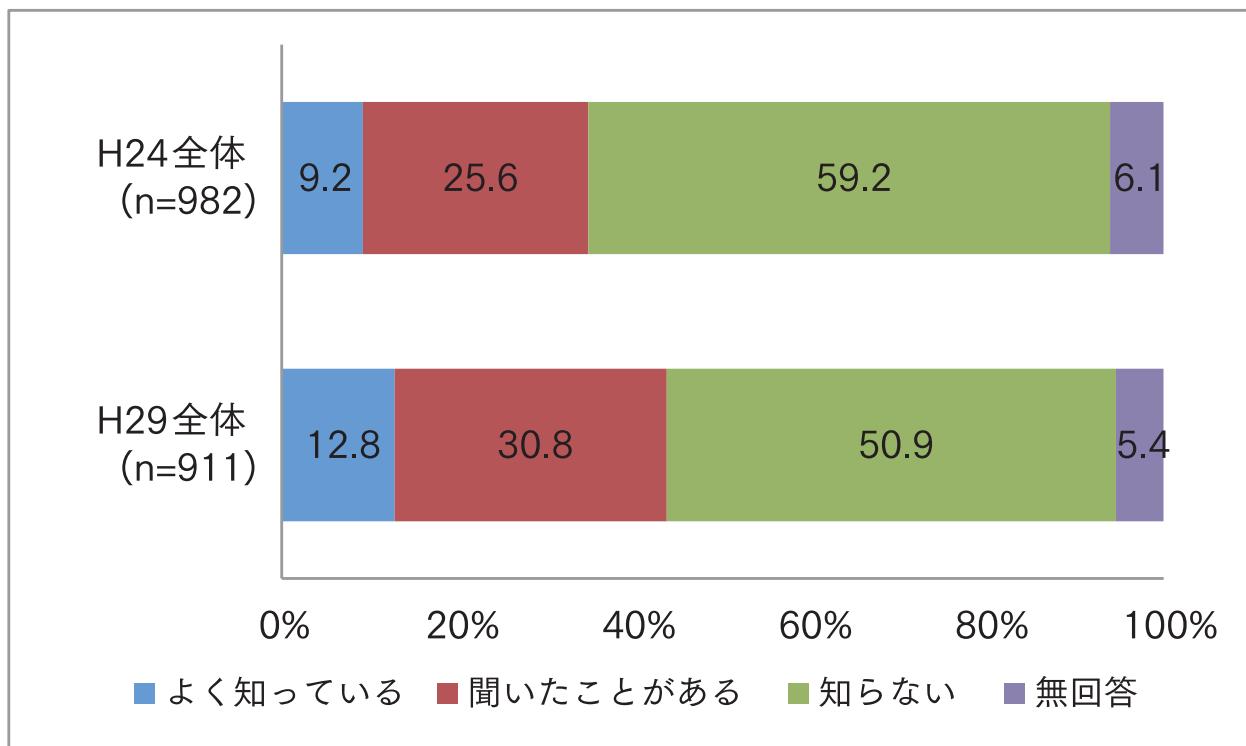
職場、地域、学校などで「女のくせに」とか「男なのに」という性別
による言い方をされたことがある人

※「有」か「無」を選択



資料 平成29年市民アンケート調査

ジェンダーという言葉の認知度



資料 平成24年及び平成29年市民アンケート調査

施策の基本的方向

17. 人権に関する意識啓発

男女がお互いの権利を正しく理解し尊重し合うとともに、生涯にわたり協力して、男女共同参画社会を形成していくことができるよう、人権に関する学習機会の提供や教育、啓発活動を推進します。

施策項目	取組内容	担当課
①男女の互いを認め合う心を養う学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校において、発達段階に応じた指導計画を立案し、学校の教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女の互いを認め合う心を養います。 ● 学校の教育活動全体を通して、すべての児童生徒が互いの人権を尊重する教育の充実に努めます。 	学校教育課
②情報モラル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な媒体で発信される情報を理解し、読み解く力を身に付け、男女の人権に関する正しい知識を得るために情報教育を推進するとともに、講座等を開催し、情報モラルに関する学習機会の拡充を図ります。 	生涯学習課

18. 性の尊重

男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、お互いの性を尊重する意識を醸成します。また、身体、精神の両面から女性の生涯を通した健康支援を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①性に関する学習と理解の促進	● 異性の人権を尊重するという視点で、性について学び、理解を深める場の充実を図ります。	学校教育課
	● 思春期の子どもたちが性と生殖に関して正しい知識を持ち、男女平等に基づく正しい異性観を持つことができるよう、発達段階に応じて適切な性教育を実施します。	子ども支援課 学校教育課
	● <u>性的指向</u> ※や性同一性障害等への理解を促進する啓発活動を推進します。	政策企画課
②市の刊行物などの表現への留意	● 市の刊行物や庁内各課において作成配布される印刷物などが、性差別助長につながる表現にならないよう、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	政策企画課 人事課

※ 性的指向：人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

重点目標9 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

近年、配偶者や恋人等による暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）や職場等でのパワハラ、セクハラ、幼児虐待、高齢者・障がい者への虐待など様々な暴力が社会問題になっています。

すべての暴力は被害者の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。

暴力に関する法整備は、隨時行われ、その根絶に向けた取組が進められていますが、現在でも男性からの暴力によって女性が被害者になる場合が多く、その背景には、固定的性別役割分担意識や男女の経済力の格差、上下関係など構造的な問題が指摘されています。このことは男女共同参画社会を目指す上で大きな妨げとなっており、克服すべき重要な課題となっています。

今後も継続して女性への暴力の実態把握と、被害者に対する救済・支援体制の充実に努めると同時に、暴力は性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないということが理解される社会の構築が重要です。

現状と課題

長崎県警察本部が取り扱った配偶者暴力事案の取扱状況を見ると、平成28年は354件で、被害者のうち348人は女性です。また、同じくストーカー事案についてみると242件で、被害者の約9割が女性です。県内の、配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数は増加傾向にあります。

配偶者や恋人などパートナーから受けた様々なDV行為について、DVにあたると思うか否かについて、平成24年と平成29年の市民アンケート調査の結果を比較すると、どの項目においても認識が高まっていることが分かりますが、配偶者や恋人などパートナーからの暴力を受けた際の相談先をみると、4割を超える人が「相談しようと思わなかった」と答えています。これらの中には、暴力を受けても、相談窓口を知らなかったり、相談しても無駄と考えたりする人がいることも考えられます。事態を悪化させないためにも、今後そのような状況が解消されるよう、相談窓口や相談できる内容についての周知徹底に努めることが重要です。

市民アンケート調査において、職場、地域、学校でセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある人の割合について男女を比較すると、女性が被害を受けた割合が高く、項目では「容姿について傷つくことを言われた」、「好まない性的な話を聞かされた」、「まだ結婚しないのか」とか「子どもは産まないのか」など、結婚や出産などについて、たびたび聞かれた」の順になっており、言葉によるセクシュアル・ハラスメントについての認識不足が見られます。雇用機会均等法においてセクシュアル・ハラスメントとは、職場において、

労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること（対価型セクシュアル・ハラスメント）、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セクシュアル・ハラスメント）をいいます。

あらゆる暴力をなくすために、一層の予防教育・啓発を進めるとともに、関連法令の周知徹底に努めた取組を進め、相談窓口の連携や充実など支援体制を整備し、被害にあった女性の心のケアや被害者の安全確保の体制を整備することが重要です。

配偶者暴力事案の相談等受理件数（県内）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
受理件数	303 件	349 件	354 件

資料 長崎県警察本部ホームページ

ストーカー事案の認知状況（県内）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
受理件数	286 件	263 件	242 件

資料 長崎県警察本部ホームページ

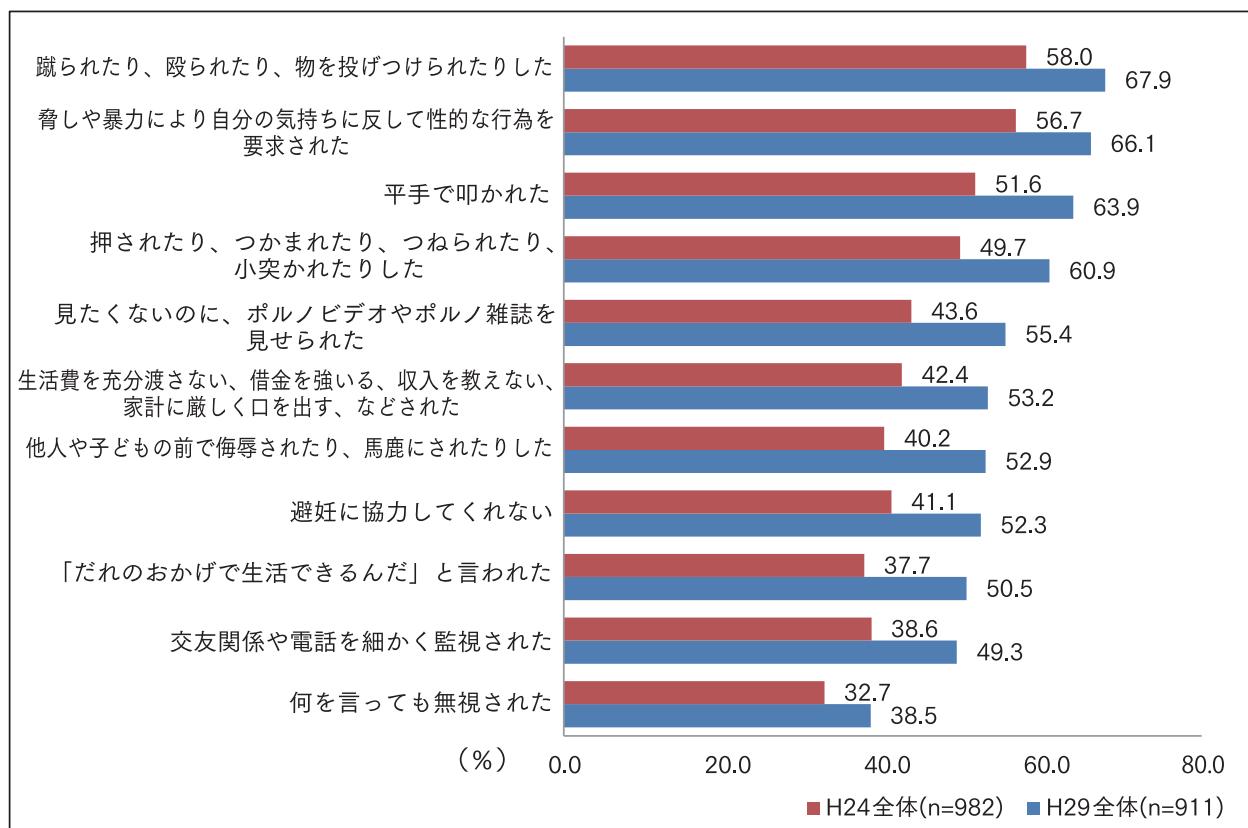
配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数（県内）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総数	1,224 件	1,439 件	1,499 件

資料 内閣府ホームページ

DVにあたると思う行為の割合

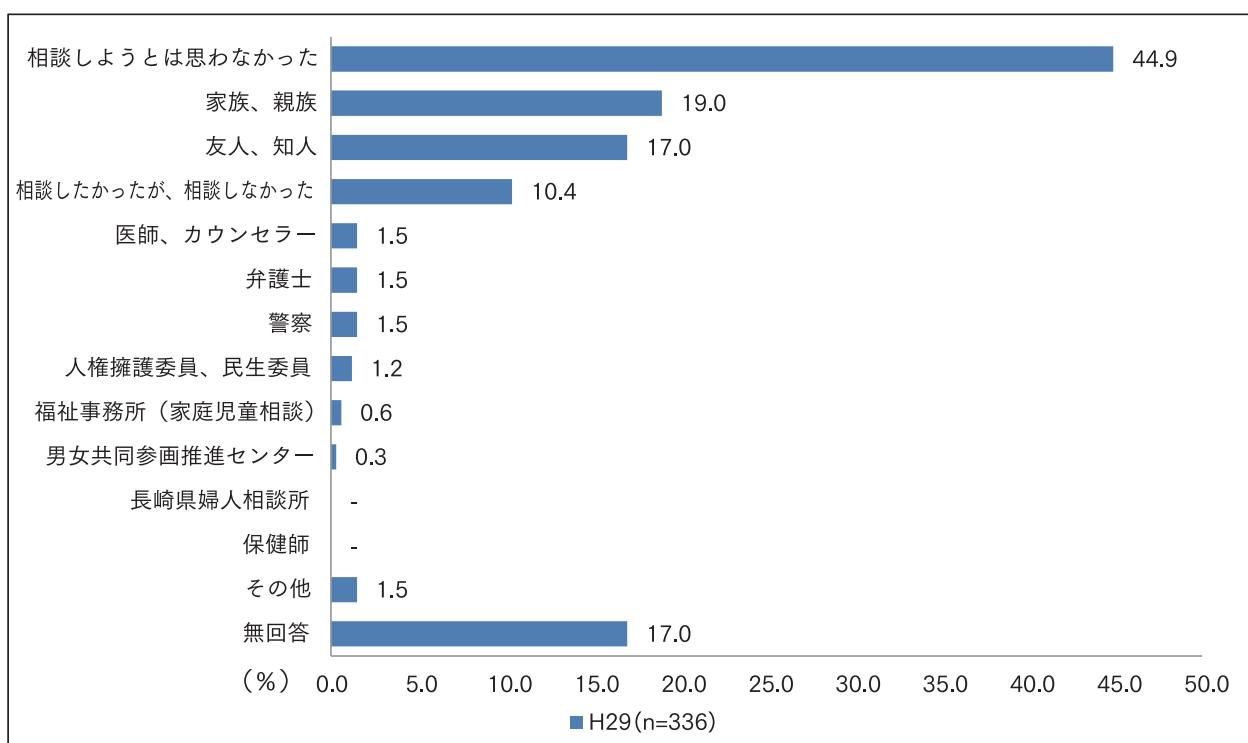
※項目ごとに「DVだと思う」か「DVだと思わない」を選択



資料 平成24年及び平成29年市民アンケート調査

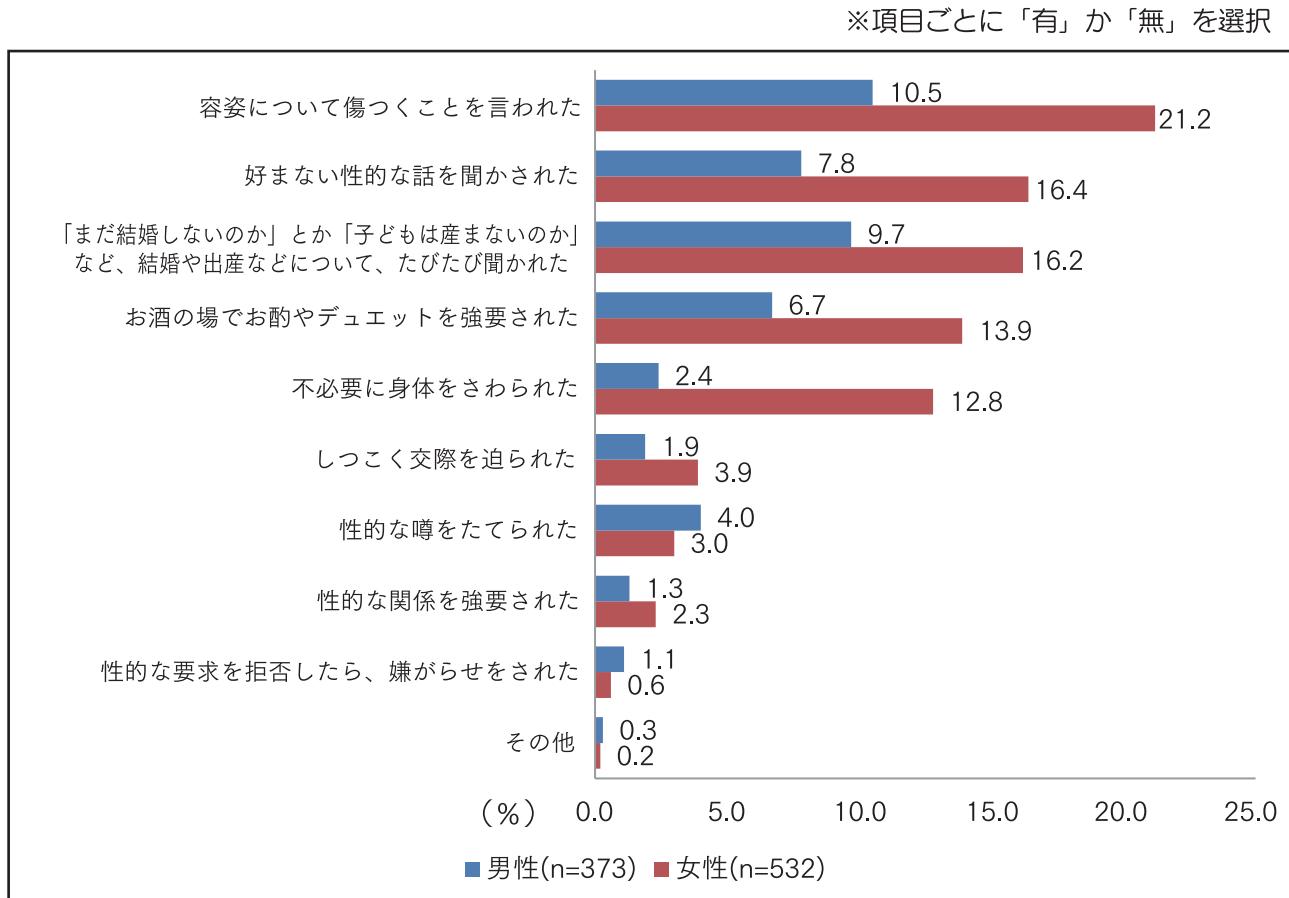
配偶者や恋人などパートナーからの暴力を受けた際の相談先

※複数回答



資料 平成29年市民アンケート調査

職場、地域、学校でセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある人の割合



資料 平成29年市民アンケート調査

施策の基本的方向

19. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は決して許されるものではないということが理解される社会づくりを推進します。また、暴力被害にあった場合の救済・支援体制の充実を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性に対する暴力が性差別に基づく女性の人権侵害であることの認識を徹底し、相談時などにおける二次被害をなくすための意識啓発を進めるとともに、「広報うんぜん」や市のホームページ等を活用し、関係法令の周知を図ります。 ● 暴力による被害を未然に防止する相談窓口について、「広報うんぜん」や市のホームページ等を活用し、広く周知を図ります。 	政策企画課
②セクシュアル・ハラスメントの防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民には「広報うんぜん」や市のホームページ等を活用し、事業所には商工会などとの連携による啓発活動を行うなど、あらゆる機会を通してセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発に努めます。 	政策企画課 商工労政課
③配偶者などの暴力の防止及び被害者の保護などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる機会を通して、DV該当行為の周知徹底とDV防止に向けた啓発に努めます。 ● 相談体制の充実、問題解決に向けた関係各課や関係機関の連携、協力体制の構築を進め、県の配偶者暴力相談支援センターや警察などとの連携を図り、一時保護などの速やかな対応に努めます。 	政策企画課 子ども支援課
④ストーカー行為防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報うんぜん」による啓発や、各種講座への盛り込みなどにより、ストーカー行為の定義や具体的な事案、それに対する警察がとりうる措置や自己防衛策の周知等に努めるとともに、警察署や（公社）長崎犯罪被害者支援センターと連携を図り、相談体制の充実を図ります。 	政策企画課 市民安全課

施策項目	取組内容	担当課
⑤あらゆる暴力の防止対策	● 警察などと連携を図り、性犯罪や売買春などの暴力について、相談体制の充実を図ります。	政策企画課
	● 援助交際や出会い系サイトなどの危険性について、携帯電話などのメディアに関する講習会等を開催し、啓発に努めます。	生涯学習課 学校教育課
	● あらゆる暴力が人権侵害であることを周知し、防止に向けた啓発に努めます。	政策企画課
	● 若年層や保護者を対象とした講座を開催し、予防啓発に努めます。	

重点目標 10 生涯を通した女性の健康支援

女性には、妊娠や出産のための身体機能が備わっており、更年期障害、乳がん、子宮がんなど女性特有の病気に直面する可能性があり、これらに伴う心のケアも重要です。そのため、女性特有の健康問題や身体的な機能について、男性の理解を促すとともに、女性の意思や健康が十分に尊重される社会の構築が重要です。

現状と課題

男女共同参画社会の形成において、男女が生涯を通して健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要があります。

市においては、平成25年3月に雲仙市健康増進計画「健康うんぜん21（第2次）」を策定し、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取組を推進しています。

また、市においては乳がん検診受診率が28.7%、子宮がん検診受診率が25.3%となっており、高い水準にあるとはいえない状況です。今後も、受診しやすい検診機会の確保と、さらなる周知に努める必要があります。

妊娠出産には個人差はありますが、必ずリスクを伴います。地域において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査・保健指導・相談等サービス等が受けられるような施策を進めると共に、市民が正しい知識を身に付けることができるよう啓発を進める必要があります。

第2次男女共同参画計画で設定した目標の進捗状況

指標	基準値 (平成23年度)	実績値 (平成28年度)	目標値 (平成29年度)
乳がん検診の受診率	28.3%	28.7%	40%
子宮がん検診の受診率	24.6%	25.3%	40%

※乳がん検診対象者：40歳以上、子宮がん検診対象者：20歳以上

資料 第2次男女共同参画計画進捗状況

施策の基本的方向

20. 生涯を通した女性の健康支援

生涯を通して健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、女性の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①健康づくり意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりを推進するため、「健康増進計画」を基に、健康づくり意識の普及・啓発を図ります。 	健康づくり課
②健康教育及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病の予防・改善のため、食事や運動等を中心に適正な生活習慣を身につけることを目的とした各種健康教室や健康相談の充実を図り、市民の健康づくりを支援します。 	健康づくり課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性特有の問題に関して、身体的問題だけでなく心のケアも含めて、安心して相談できる体制の充実に努めます。 	子ども支援課 健康づくり課
③健康診査実施体制の充実と受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病予防のための特定健診やがん検診等（乳がんや子宮がんなど女性特有の各種がん検診を含む）、骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、さらに周知活動を強化し、受診率の向上に努め、市民の健康管理を推進します。 	総合窓口課 健康づくり課
④安心・安全に妊娠・出産できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から夫婦でともに協力し合いながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識について、健康教室の実施やパンフレットの配布等により普及・啓発を図ります。 	子ども支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期からの母子の健康増進を図るため、妊婦・乳児の健康診査や各種健診の受診率の向上に努めます。 	子ども支援課 健康づくり課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中の喫煙や飲酒が健康に及ぼす悪影響に関する情報提供に努めるとともに、パンフレット配布や健康教室の中で、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙などを啓発、推進します。 	子ども支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定不妊治療にかかる費用助成制度の広報に努めます。 ● 「パパママひろば」を開催し、妊娠、出産、育児に関して男性の協力を促します。 	子ども支援課

重点目標 11 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

誰もが、生きていく上で高齢や障がい等により身体的に生活上の困難を抱える可能性があります。また、経済情勢の悪化により失業し貧困に陥ったり、ひとり親家庭になり経済的に困難な状況になる可能性があります。男女がお互いを認め合い、尊重し、協力していく社会を形成するためには生活上の困難を抱える人も安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

現状と課題

平成27年4月の厚生労働省「ひとり親家庭の現状について」によると、母子世帯の平均年間就労収入は181万円と経済的に厳しい状況にあります。父子家庭の男性が地域で孤立するなど生活上の困難に陥りやすいとの現状もあり、ひとり親家庭に対する継続的な支援が求められています。また、失業・高齢・障がい等により生活上の困難を抱えた人に対しては、適切な支援が必要です。

また、人口が減少する中で地域において高齢者や障がいを持った人が健全で豊かに生活するために、就労支援や地域のコミュニティへの参加を促す必要があるとともに、誰もが安心して外出できるような環境整備が必要です。

施策の基本的方向

21. 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

生活上の困難を抱える人が安心して暮らせるために、経済的支援、高齢者や障がい者の自立支援、環境整備に取り組みます。

施策項目	取組内容	担当課
①ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当の支給など、ひとり親家庭等の経済的支援に関する情報提供に努めます。 ● 母子家庭の母の就労やキャリアアップを支援し、就業の自立を推進します。 ● ホームページ等を活用し、各種制度が身近に利用できるよう、その周知に努めます。 	子ども支援課
②高齢者の自立支援と地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援や生活環境の整備など、社会参加の支援に努めます。また、介護予防事業の推進に努めます。 ● 老人クラブ連合会等と連携し、高齢者が気軽に通える教室などの開催、地域において高齢者が集える場所づくり、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画に努めます。 ● シルバー人材センターの活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。 	福祉課
③障がい者の自立支援と地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の地域活動への参加を促進するとともに、就労支援等に努め、社会参加と自立生活への支援を行います。 	福祉課
④貧困・高齢・障がい等により経済的困難を抱えた人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援に取り組みます。 	保護課
⑤公共施設等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等が高齢者、障がい者、子育て世代に使いやすい施設になるよう配慮します。 	関係各課

第5章 計画の目標設定

1 計画の目標設定

本計画を総合的に推進し、実効性のあるものとするため、平成34年度（2022年度）を目標値の達成年度として指標の設定を行いました。

基本目標1 男女が互いに認め合い、尊重し合う意識づくり

成果指標	基準年度	実績値	目標値	担当課
男女共同参画講座受講者数（延べ）	H29	15人	40人	政策企画課
社会全体において男女平等になっていると思う人の割合（市民アンケート調査結果）	H29	18.3%	30.0%	政策企画課
市内小・中学校の管理職を対象とした研修会におけるハラスメント防止についての指導	H28	—	3回	学校教育課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画

成果指標	基準年度	実績値	目標値	担当課
市の審議会などの女性委員の割合	H28	22.3%	32.0%	関係各課
市の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	H28	3.8%	7.0%	人事課
就職支援相談会における相談者数（延べ）	H28	15人	15人	商工労政課
地域における男女共同参画促進のための講座開催	H28	—	2回	政策企画課

成果指標	基準年度	実績値	目標値	担当課
女性消防団員数	H28	19人	24人	市民安全課
労働環境改善研修実施企業数	H28	5件	20件	商工労政課
ワークライフバランスや処遇改善に取り組んでいる企業数	H28	2件	20件	商工労政課
子育てサポートセンター会員数	H28	180人	240人	子ども支援課
病児・病後児保育事業利用登録者数	H28	180人	220人	子ども支援課
保育所等の待機児童	H28	0件	0件	子ども支援課
子育て相談利用者支援事業相談件数(延べ)	H28	600件	700件	子ども支援課

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

成果指標	基準年度	実績値	目標値	担当課
配偶者などからの暴力を受けた際に相談しようと思わなかったと回答した人の割合（市民アンケート調査結果）	H29	44.9%	0%	政策企画課
メディア利用に関する安全指導教室の開催	H28	28回	30回	生涯学習課
特定健診受診率	H28	41.0%	60.0%	総合窓口課
乳がん検診受診率	H28	28.7%	50.0%	健康づくり課
子宮がん検診受診率	H28	25.3%	50.0%	健康づくり課
パパママひろばに夫婦で参加する割合	H28	48.5%	70.0%	子ども支援課
高等職業訓練促進給付金受給者数	H28	7人	10人	子ども支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業申請者数	H28	15人	20人	子ども支援課
介護予防教室への参加者数（延べ）	H28	13,884人	17,000人	福祉課
生活困窮者自立相談支援事業相談件数（延べ）	H28	68件	120件	保護課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画を総合的に推進していく観点から、計画を主管する男女共同参画センターのみならず、広く府内において関係各課が連携する必要があります。

府内における推進体制の整備を図るため積極的な働きかけを行うとともに、関係各課の連絡会議等による連携の強化に取り組みます。

また、市民や各種関係団体等の理解や協力のもと、男女共同参画社会の実現に向けた主体的な活動や家庭内における取組が広く市民に周知されるとともに、その取組が広がっていくよう、積極的な情報発信を行っていきます。

さらに、国や県、近隣市町村等の動向を見据えながら情報収集や情報交換を行い、相互の連携・協力を図っていきます。

2 計画の進行管理

本計画の進行状況を的確に把握し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するために、市民の代表者で構成される「雲仙市男女共同参画懇話会」において各施策の進行状況を協議していただきながら、計画の進行管理を行っていきます。

また、府内の関係各課の代表者で構成される「雲仙市男女共同参画府内推進会議」において、年度ごとの管理指標の進捗状況を評価し、計画の推進に努めていきます。